

配水系：馬渕取水場

備考 ・ 水質検査は、環境大臣が定める方法（平成15年7月22日厚生労働省告示第261号）に基づいて実施
・ 数値の左側の“<”（不等号）は、その数値未満であることを表す

※1 正式名： (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルヘプタリン-4a(2H)-オール
※2 正式名： 1,2,7,7-テトラヒドロビシコ[2,2,1]ヘプタ-2-オール
※3 遊離残留塩素は水道法施行規則第17条第1項第3号による